

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和5年度補正予算（案） 190百万円】

生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させ、地域住民の安心・安全を確保します。

1. 事業目的

令和5年3月31日の産廃特措法失効後も、都道府県等が実施する支障除去による生活環境保全の維持に必要な事業に係る費用の一部を支援することにより、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させ、地域住民の安心・安全を確保する。

2. 事業内容

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

令和5年3月31日の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、都道府県等が実施する水処理及び当該水処理に係る維持管理、モニタリングの費用の一部を補助する。



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 1 / 3
- 補助対象 都道府県及び廃棄物処理法上の政令市
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

- ・ 過去、産廃特措法に基づく環境大臣の同意を得た事業が対象
- ・ 産廃特措法失効後も必要な水処理、モニタリング等に対する支援を実施（1/3補助）

【観測井戸】



【水処理施設】

